解散命令公告

北海道公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年３月12日

北海道知事　鈴木　直道

記

命令の要旨

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

　北海道産業振興協同組合

　　札幌市白石区東札幌２条３丁目７番18号

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができる。

２　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道知事となる。）を被告として札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

会社その他の公告

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に有する権利は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和八年三月十二日

岩手県盛岡市西仙北二丁目八番二九号

株式会社みらい測量

代表清算人　浅沼　智之

解散公告

　当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の議によより解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和八年三月十二日

山形県山形市飯田四丁目五番一一二号

マリーサポート株式会社

代表清算人　黒田　良子